



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月22日火曜日 第2244号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	107	土砂災害警戒区域の指定.....	112
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	107	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	113
大規模小売店舗の廃止の届出.....	109	道路の区域変更（県道今治丹原線）.....	114
同意の成立（漁獲共済）（2件）.....	109	道路の供用開始（"）.....	114
海岸保全区域の指定の一部改正.....	109	道路の供用開始（県道伊予松山港線）.....	114
		兼用工作物の管理の方法について.....	114

告 示

○愛媛県告示第201号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年2月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
コスモ薬局東店	四国中央市金生町山田井1224番2	有限会社ネオファルマー	精神通院医療（薬局）	平成23年2月1日

○愛媛県告示第202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年2月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ショッピングセンターほ ない	八幡浜市保内町喜木 1番耕地110番地1	大規模小売店舗にお いて小売業を行う者	有限会社ショッピングセ ンター保内	株式会社今治デパート	平成22年 12月16日	平成23年 2月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 年 月 日 年 月 日
ショッピング宇和店	西予市宇和町卯之町五丁目390番地	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社今治デパート 今治市旭町一丁目4番地の11	株式会社今治デパート 今治市南高下町一丁目4番3号	平成19年 7月1日	平成23年 2月4日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社今治デパート 代表取締役 井本 雅之	株式会社今治デパート 代表取締役 井本 郁子	平成21年 10月16日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社愛媛いづみ 株式会社ベスト電器	株式会社今治デパート	平成22年 12月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 年 月 日 年 月 日
ショッピング内子店	喜多郡内子町内子1630番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社愛媛いづみ	株式会社今治デパート	平成22年 8月1日 ほか	平成23年 2月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第205号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
東予ショッピング	西条市三津屋南7-14	平成20年 1月25日

○愛媛県告示第206号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
川之江区域（川之江漁業協同組合の地区）	瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの

○愛媛県告示第207号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
三島区域（三島漁業協同組合の地区）	瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの

○愛媛県告示第208号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																											
<p>燧灘沿岸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>地区 海岸 名</th> <th>地先 海岸 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前浜港 （今治 市）</td> <td>伊方</td> <td>東風 浜</td> <td> <u>基点1から基点7までを順次結んだ線並びに基点7、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</u> <u>基点1は、前浜四等三角点（北緯34度13分49秒、東経133度04分33秒）から312度45分55秒481.27メートルの地点</u> <u>基点2は、基点1から216度37分21秒20.00メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から306度37分21秒71.05メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から312度17分00秒65.02メートルの地点</u> <u>基点5は、基点4から320度14分17秒62.24メートルの地点</u> <u>基点6は、基点5から324度39分18秒68.43メートルの地点</u> </td> </tr> </tbody> </table>				海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域	省略				前浜港 （今治 市）	伊方	東風 浜	<u>基点1から基点7までを順次結んだ線並びに基点7、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</u> <u>基点1は、前浜四等三角点（北緯34度13分49秒、東経133度04分33秒）から312度45分55秒481.27メートルの地点</u> <u>基点2は、基点1から216度37分21秒20.00メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から306度37分21秒71.05メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から312度17分00秒65.02メートルの地点</u> <u>基点5は、基点4から320度14分17秒62.24メートルの地点</u> <u>基点6は、基点5から324度39分18秒68.43メートルの地点</u>	<p>燧灘沿岸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>地区 海岸 名</th> <th>地先 海岸 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前浜港 （伯方 町）</td> <td>伊方</td> <td>東風 浜</td> <td> <u>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、及びホ線により囲まれた区域</u> <u>注</u> <u>イ線 大字伊方字東風浜甲899番地々先東風浜海岸護岸起点から44度30メートルの地点まで引いた線</u> <u>ロ線 イ線の終点より大字伊方東風浜甲891番地東風浜海岸終点から37度30メートルの地点に至る東風浜海岸護岸天端前肩から海面側30メートルの線</u> <u>ハ線 ロ線の終点から215度50メートルの地点まで引いた線</u> <u>ニ線 ハ線の終点よりイ線の起点から224度20メートルの地点に至る東風浜海岸護岸天端前肩から陸地側20メートルの線</u> <u>ホ線 ニ線の終点とイ線の起点を結んだ線</u> </td> </tr> </tbody> </table>				海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域	省略				前浜港 （伯方 町）	伊方	東風 浜	<u>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、及びホ線により囲まれた区域</u> <u>注</u> <u>イ線 大字伊方字東風浜甲899番地々先東風浜海岸護岸起点から44度30メートルの地点まで引いた線</u> <u>ロ線 イ線の終点より大字伊方東風浜甲891番地東風浜海岸終点から37度30メートルの地点に至る東風浜海岸護岸天端前肩から海面側30メートルの線</u> <u>ハ線 ロ線の終点から215度50メートルの地点まで引いた線</u> <u>ニ線 ハ線の終点よりイ線の起点から224度20メートルの地点に至る東風浜海岸護岸天端前肩から陸地側20メートルの線</u> <u>ホ線 ニ線の終点とイ線の起点を結んだ線</u>
海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域																												
省略																															
前浜港 （今治 市）	伊方	東風 浜	<u>基点1から基点7までを順次結んだ線並びに基点7、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</u> <u>基点1は、前浜四等三角点（北緯34度13分49秒、東経133度04分33秒）から312度45分55秒481.27メートルの地点</u> <u>基点2は、基点1から216度37分21秒20.00メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から306度37分21秒71.05メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から312度17分00秒65.02メートルの地点</u> <u>基点5は、基点4から320度14分17秒62.24メートルの地点</u> <u>基点6は、基点5から324度39分18秒68.43メートルの地点</u>																												
海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域																												
省略																															
前浜港 （伯方 町）	伊方	東風 浜	<u>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、及びホ線により囲まれた区域</u> <u>注</u> <u>イ線 大字伊方字東風浜甲899番地々先東風浜海岸護岸起点から44度30メートルの地点まで引いた線</u> <u>ロ線 イ線の終点より大字伊方東風浜甲891番地東風浜海岸終点から37度30メートルの地点に至る東風浜海岸護岸天端前肩から海面側30メートルの線</u> <u>ハ線 ロ線の終点から215度50メートルの地点まで引いた線</u> <u>ニ線 ハ線の終点よりイ線の起点から224度20メートルの地点に至る東風浜海岸護岸天端前肩から陸地側20メートルの線</u> <u>ホ線 ニ線の終点とイ線の起点を結んだ線</u>																												

			<p>基点7は、基点6から53度53分07秒 19.30メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から42度19分59 秒30.15メートルの地点</p> <p>補助点2は、基点3から39度17分49 秒50.05メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点4から23度32分00 秒52.81メートルの地点</p> <p>補助点4は、基点7から94度48分36 秒40.16メートルの地点</p>				
同	同	浜	<p>基点8から基点15までを順次結んだ 線並びに基点15、補助点5、補助点6 及び基点8を順次結んだ線により囲ま れた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示 は、真北）</p> <p>基点8は、前浜四等三角点（北緯34 度13分49秒、東経133度04分33秒）から 281度00分37秒142.35メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から201度08分17秒 12.10メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から292度48分02秒 84.13メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から305度14分21秒 21.31メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から311度21分24秒 104.98メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から39度02分37秒 42.50メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から318度19分09秒 12.94メートルの地点</p> <p>基点15は、基点14から39度04分49秒 15.20メートルの地点</p> <p>補助点5は、基点15から57度08分14 秒21.66メートルの地点</p> <p>補助点6は、基点8から21度25分56 秒154.58メートルの地点</p>	同	同	<p>浜</p> <p>イ線、口線、八線、二線及びホ線によ り囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 大字伊方字東浜田乙112番地々先 ダンゴ海岸護岸起点から43度30メー トルの地点まで引いた線</p> <p>口線 イ線の終点から大字伊方字前浜 甲番外33番地々先BM 4まで引い た線</p> <p>八線 口線の終点から195度48メー トルの地点まで引いた線</p> <p>二線 八線の終点より大字伊方字和木 甲825番地々先港湾施設海岸護岸起点 から275度20メートルの地点に至る陸 地側20メートルの線</p> <p>ホ線 二線の終点とイ線の起点を結ん だ線</p>	
同	同	能地	<p>基点16から基点26までを順次結んだ 線並びに基点26、基点8、補助点6、 補助点7、補助点8、補助点9及び基 点16を順次結んだ線により囲まれた区 域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示 は、真北）</p> <p>基点16は、前浜四等三角点（北緯34 度13分49秒、東経133度04分33秒）から 85度52分59秒567.32メートルの地点</p> <p>基点17は、基点16から208度42分47秒 74.61メートルの地点</p> <p>基点18は、基点17から251度53分24秒 72.53メートルの地点</p> <p>基点19は、基点18から261度54分47秒 240.47メートルの地点</p>	前浜港	伊方	能地	<p>イ線、口線、八線、及び二線により囲 まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 大字伊方字前浜甲番外33番地々 先BM 4から大字伊方字先峠甲 2334番地々先峠海岸護岸終点標柱ま で引いた線</p> <p>口線 イ線の終点から150度60メー トルの地点まで引いた線</p> <p>八線 口線の終点より浜海岸八線終点 に至る府県道東伯方宮窪線及び町村 道峠浜線道路敷陸地側境界線</p> <p>二線 八線の終点とイ線の起点を結ん だ線</p>

			<p><u>基点20は、基点19から282度06分19秒</u> 73.70メートルの地点</p> <p><u>基点21は、基点20から291度54分24秒</u> 65.80メートルの地点</p> <p><u>基点22は、基点21から236度33分53秒</u> 58.36メートルの地点</p> <p><u>基点23は、基点22から314度54分36秒</u> 25.00メートルの地点</p> <p><u>基点24は、基点23から44度32分00秒</u> 37.08メートルの地点</p> <p><u>基点25は、基点24から292度59分46秒</u> 111.01メートルの地点</p> <p><u>基点26は、基点25から281度39分13秒</u> 50.00メートルの地点</p> <p><u>基点 8 は、基点26から274度18分16秒</u> 38.14メートルの地点</p> <p><u>補助点 6 は、基点 8 から21度25分56</u> <u>秒154.58メートルの地点</u></p> <p><u>補助点 7 は、基点19から 6 度59分35</u> <u>秒156.78メートルの地点</u></p> <p><u>補助点 8 は、基点16から358度58分37</u> <u>秒82.92メートルの地点</u></p> <p><u>補助点 9 は、基点16から28度42分47</u> <u>秒18.16メートルの地点</u></p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

同	北浦	小田	<p>基点27から基点32までを順次結んだ線並びに基点32、補助点11、補助点10及び基点27を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p><u>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</u></p> <p><u>基点27は、前浜四等三角点（北緯34度13分49秒、東経133度04分33秒）から76度53分49秒831.72メートルの地点</u></p> <p><u>基点28は、基点27から258度58分09秒</u> 6.30メートルの地点</p> <p><u>基点29は、基点28から160度34分21秒</u> 60.11メートルの地点</p> <p><u>基点30は、基点29から78度51分35秒</u> 166.45メートルの地点</p> <p><u>基点31は、基点30から38度46分38秒</u> 157.56メートルの地点</p> <p><u>基点32は、基点31から335度20分32秒</u> 22.36メートルの地点</p> <p><u>補助点10は、基点27から78度58分09</u> <u>秒146.12メートルの地点</u></p> <p><u>補助点11は、基点32から309度03分51</u> <u>秒39.17メートルの地点</u></p>
---	----	----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

省略

省略

同		小田	<p>イ線、口線、八線及び二線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p><u>イ線 大字北浦字小田甲804番地々先小田海岸護岸起点から大字北浦字ワシイワ乙891番地の17地先小田海岸護岸終点まで引いた線</u></p> <p><u>口線 イ線の終点から140度20メートルの地点まで引いた線</u></p> <p><u>八線 口線の終点より大字北浦字小田甲804番地々先大字北浦字小田海岸起点から230度20メートルの地点に至る陸地側20メートルの線</u></p> <p><u>二線 八線の終点とイ線の起点を結んだ線</u></p>
---	--	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

省略			
----	--	--	--

省略

○愛媛県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小屋敷 422 - I - 133(2)	伊方町大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小屋敷 422 - I - 133(2)	伊方町大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉谷 422 - I - 134(2)	伊方町大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	吉谷 422 - I - 134(2)	伊方町大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之浜 422 - I - 135(2)	伊方町中之浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中之浜 422 - I - 135(2)	伊方町中之浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湊浦 422 - I - 1605(1)	伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	湊浦 422 - I - 1605(1)	伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中 422 - I - 1607(1)	伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中 422 - I - 1607(1)	伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
登尾 422 - I - 1609(1)	伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	登尾 422 - I - 1609(1)	伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷 422 - I - 1613(1)	伊方町小中浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	谷 422 - I - 1613(1)	伊方町小中浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮脇 422 - I - 1614(1)	伊方町中浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮脇 422 - I - 1614(1)	伊方町中浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
篠谷 422 - I - 1617(1)	伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	篠谷 422 - I - 1617(1)	伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
幸坂 422 - I - 1618(1)	伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	幸坂 422 - I - 1618(1)	伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白子谷 422 - I - 1619(1)	伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白子谷 422 - I - 1619(1)	伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥A 422 - I - 1621(1)	伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥A 422 - I - 1621(1)	伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浦安 422 - I - 1623(1)	伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浦安 422 - I - 1623(1)	伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

畑 422 - I - 1624(1)	伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	畑 422 - I - 1624(1)	伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜田A 422 - I - 1627(1)	伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浜田A 422 - I - 1627(1)	伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥津A 422 - I - 1637(1)	伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鳥津A 422 - I - 1637(1)	伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥津B 422 - I - 1638(1)	伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鳥津B 422 - I - 1638(1)	伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ヲサキ 422 - I - 1639(1)	伊方町亀浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ヲサキ 422 - I - 1639(1)	伊方町亀浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城の首 422 - I - 1641(1)	伊方町伊方越 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	城の首 422 - I - 1641(1)	伊方町伊方越 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上の谷川 442 - I - 1169	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	上の谷川 442 - I - 1169	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大成川 442 - I - 1171-1	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	大成川 442 - I - 1171-1	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大成川 442 - I - 1171-2	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	大成川 442 - I - 1171-2	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中の谷川 442 - I - 1172	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	中の谷川 442 - I - 1172	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西成川 442 - I - 1173	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	西成川 442 - I - 1173	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上西川 442 - I - 1174	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	上西川 442 - I - 1174	伊方町大成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田浦川 442 - I - 1175	伊方町田の浦 (次の図のとおり)	土石流	田浦川 442 - I - 1175	伊方町田の浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古屋敷川 442 - I - 1176-2	伊方町古屋敷 (次の図のとおり)	土石流	古屋敷川 442 - I - 1176-2	伊方町古屋敷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西川 442 - I - 1178-1	伊方町二見本浦 (次の図のとおり)	土石流	西川 442 - I - 1178-1	伊方町二見本浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西川 442 - I - 1178-2	伊方町二見本浦 (次の図のとおり)	土石流	西川 442 - I - 1178-2	伊方町二見本浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本浦川 442 - I - 1179-3	伊方町二見本浦 (次の図のとおり)	土石流	本浦川 442 - I - 1179-3	伊方町二見本浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

久保川 442 - 1180	伊方町 久保 (次の 図のと おり)	土石流	久保川 442 - 1180	伊方町 久保 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷川 442 - 1181	伊方町 畑 (次の 図のと おり)	土石流	谷川 442 - 1181	伊方町 畑 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
樋川 442 - 1182	伊方町 興 (次の 図のと おり)	土石流	樋川 442 - 1182	伊方町 興 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中久保 川 442 - 1185 - 1	伊方町 豊之浦 (次の 図のと おり)	土石流	中久保 川 442 - 1185 - 1	伊方町 豊之浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中久保 川 442 - 1185 - 2	伊方町 豊之浦 (次の 図のと おり)	土石流	中久保 川 442 - 1185 - 2	伊方町 豊之浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
川谷川 442 - 1187	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	川谷川 442 - 1187	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
形ノ川 442 - 1190 - 1	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	形ノ川 442 - 1190 - 1	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
形ノ川 442 - 1190 - 2	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	形ノ川 442 - 1190 - 2	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
形ノ川 442 - 1190 - 3	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	形ノ川 442 - 1190 - 3	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
形ノ川 442 - 1190 - 4	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	形ノ川 442 - 1190 - 4	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大皇川 442 - 1191	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	大皇川 442 - 1191	伊方町 川永田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷川 442 - 1193	伊方町 小中浦 (次の 図のと おり)	土石流	谷川 442 - 1193	伊方町 小中浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
出ヶ谷 川 442 - 1197	伊方町 湊浦 (次の 図のと おり)	土石流	出ヶ谷 川 442 - 1197	伊方町 湊浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
荒谷川 442 - 1198	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	荒谷川 442 - 1198	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
芝川 442 - 1199	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	芝川 442 - 1199	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
河内川 442 - 1200	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	河内川 442 - 1200	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
登屋川 442 - 1201	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	登屋川 442 - 1201	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

梶原川 442 - 1202 - 1	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	梶原川 442 - 1202 - 1	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
梶原川 442 - 1202 - 2	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	梶原川 442 - 1202 - 2	伊方町 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下平川 442 - 1204	伊方町 仁田之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	下平川 442 - 1204	伊方町 仁田之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷川 442 - 1207 - 1	伊方町 大浜 (次の 図のと おり)	土石流	谷川 442 - 1207 - 1	伊方町 大浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷川 442 - 1207 - 2	伊方町 大浜 (次の 図のと おり)	土石流	谷川 442 - 1207 - 2	伊方町 大浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下川 442 - 1208	伊方町 大浜 (次の 図のと おり)	土石流	下川 442 - 1208	伊方町 大浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大宮川 442 - 1163	伊方町 伊方越 (次の 図のと おり)	土石流
古屋敷 川 442 - 1176 - 1	伊方町 古屋敷 (次の 図のと おり)	土石流
本浦川 442 - 1179 - 1	伊方町 二見本 浦 (次の 図のと おり)	土石流
本浦川 442 - 1179 - 2	伊方町 二見本 浦 (次の 図のと おり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	西条市丹原町願連寺277番2から 同町池田1581番8まで	旧	メートル 12.0～14.8	キロメートル 0.027	
			新	12.0～15.2	0.027	

○愛媛県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	西条市丹原町願連寺277番2から 同町池田1581番8まで	平成23年 2月22日

○愛媛県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字西開846番5地先から 同字877番2まで	平成23年 2月22日

○愛媛県告示第214号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 2月22日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川肱川水系出石川	右岸堤防	大洲市八多喜町甲2865番地先から同甲2839番1地先まで	道路管理者 愛媛県 松山市一番町4丁目4番地2
一級河川肱川水系出石川	ボックスカルバート	大洲市柴甲211番3から同211番1まで	〃

2 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 2月22日から道路の存続する日まで